

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例 例啓発資料作成業務委託に係る企画提案募集要項

1 趣旨

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（令和7年6月27日施行）について、条例を制定する目的や基本理念、施策の内容や市民及び事業者に期待される役割についてわかりやすい啓発資料を作成することにより、手話言語について理解促進や普及を目指すとともに、障害者のコミュニケーションの支援の重要性が広く理解されることを目指す。

本事業の実施にあたり、啓発資料作成に係る民間事業者の豊富なノウハウや経験を活かすとともに、高い啓発効果を確実に得られる啓発資料を作成するため、プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する
条例啓発資料作成業務委託

(2) 委託内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日～令和8年1月30日

(4) 履行場所

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課及び市の定める関係施設等

(5) 委託金額

1,650,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限とする。

(6) 支払条件

業務完了検査後、一括払い

3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければ
ならない。

- (1) 令和2年度から令和6年度までに国、地方自治体又はその外郭団体において同種
業務委託の履行実績を有すること。
- (2) 千葉市委託等入札参加資格者名簿に業種「広告・催事」で登載されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな
い者で、次のいずれにも該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で
同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で
同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している
者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）
を完納していないもの
 - キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又
は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基
づく指名停止措置等を、当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事
業者決定日までの間に受けている者
- （4）千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力
団員又は暴力団密接関係者ではない者。

4 参加手続き

（1）スケジュール（予定）

ア	募集要項の公表	令和7年9月12日（金）
イ	質問受付期限	9月19日（金）
ウ	質問回答ホームページ掲載	9月26日（金）までの間に随時掲載
エ	参加申込期限	10月3日（金）
オ	参加資格確認結果通知	10月10日（金）
カ	企画提案書の提出期限	10月24日（金）
キ	選考結果通知	11月上旬
ク	契約締結・事業開始	11月上旬

（2）内容に関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本企画提案実施要項、仕様書の
内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）17時まで

イ 質問方法

質問書（様式第4号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電
話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受け付けない。電子メールの件

名は、「令和7年度千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例啓発資料作成業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受けるものとする。

（3）参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

①	企画提案参加申込書（様式第1号）
②	提案者に関する調書（様式第2号）
③	誓約書兼同意書（様式第3号）
④	同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）

イ 提出期限

令和7年10月3日（金）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所9階障害者自立支援課

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和7年10月10日（金）に参加の可否について通知する。

（4）企画提案書の提出について

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 提案書表紙（様式第5号）
- (イ) 企画提案書

イ 企画提案書の内容

- (ア) 実施方針
- (イ) 事業実績（過去の業務実績等）
- (ウ) 積算根拠
- (エ) 事業内容
 - ・パンフレットの企画概要・台割

- ・パンフレットサンプル（別葉とする）

以下のテーマについて説明する絵柄とテキストを作成すること。なお、制作に当たっては、実際に発行する内容を想定し作成することとし、仕様書に示したパンフレットの作成の目的などを理解の上、提案すること。形式は、マンガ、イラスト等を問わない。

(テーマ)

視覚障害の特性によりコミュニケーションに困った場面及び、障害の特性に合ったコミュニケーション手段を活用して円滑なコミュニケーションが図れた場面

- ・レイアウト、内容
- ・作成スケジュール等

(才) 実施体制

ウ 提出期限

令和7年10月24日（金）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

エ 提出場所

〒260-8722千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所9階障害者自立支援課

オ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※副本は企画提案書の内容から社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

5 事業者選定について

（1）事業者の選定方法

ア 千葉市で設置する選定委員会で、企画提案書について書面審査を行い、次

（2）に掲げる審査基準に基づき、審査を実施し、委員による採点の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

イ 評価点を算定し、その合計点数が60点以上（選考委員1人あたり）で、かつ最も高い事業者を第一位の事業実施予定者として選定する。

ウ 第一位の事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。

エ 最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を事業実施予定者として決定する。

オ 合計点数が60点（選考委員1人あたり）を下回った応募者は、選定の対象とならない。

カ 応募者が1社の場合であっても評価を実施し、合計点数が60点（選考委員1人あたり）を超える場合は、その者を事業実施予定者とする。

（2）審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別表「令和7年度千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例啓発資料作成業務委託審査基準」のとおりとする。

（3）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 委託料が本募集要項2（5）に記載する委託金額を超過した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

オ 審査の公平を害する行為等があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（4）選考結果の通知

ア 通知日

令和7年11月上旬

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する異議や質問は一切受け付けない。

6 契約について

（1）契約の締結

ア 審査により選定された最優秀企画提案者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

（2）留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

才 委託費の支払いについては、業務委託完了後一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画案は、1社1案のみ提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。
- (4) 応募書類や選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 作成業務においては、企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりになるものでなく、市と協議の上で修正指示を行う場合がある。

8 問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎9階）

電話 043(245)5175

Eメール shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画班 垂見、星